（別表１）

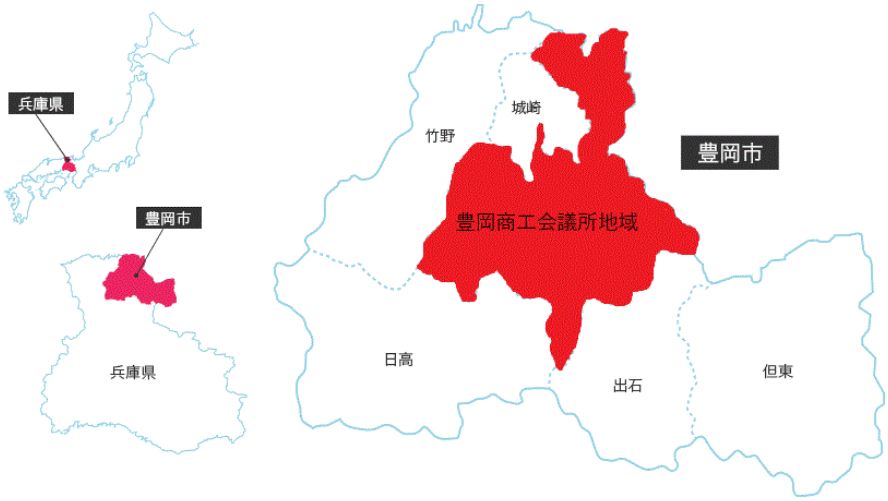
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）地域の災害リスク

【豊岡市の概要】豊岡市は、平成 17 年 4 月 1 日、兵庫県の北東部に位置する 1 市 5 町（豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併し、兵庫県で最大の面積（697.55 ㎢）を有する自治体として誕生した。北は日本海、東部は京都府に接し、中央部に円山川が流れている。海岸部は山陰海岸国立公園、山岳部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす豊かな自然環境に恵まれている。



地図出典：飛んでるローカル豊岡 HP

日本海に面する本市の気候は、全国的にみても霧や雨、雪が多いことが特徴である。内陸部では年間を通じて霧の発生が顕著で、平成 29～令和 3 年度の年間発生日は平均で約 68.4 日（約 5 日に 1 日）に及ぶ。4 月～9 月には南寄りの風によるフェーン現象が加わり、異常な高温となることがある。夏は蒸し暑く、冬は積雪が多く寒いという気候が、本市の歴史や文化に影響を与えている。特に、秋から冬にかけての降水・降雪量の多さは、「弁当忘れても傘忘れるな」とも言われている。

【洪水：ハザードマップ】

国土交通省ハザードマップポータルサイトによると、かばん製造業が多く立地する豊岡地域においては 5m 以上の浸水が広範囲で予測されている。平成 16 年に発生した台風 23 号では、激しい雨が降り続き、旧豊岡市内の浸水被害が拡がる中、豊岡測候所が浸水し、観測不能となった経験がある。国土交通省の管理区間では 25 箇所が越水、円山川本川と出石川でそれぞれ 1 箇所破堤し、甚大な被害をもたらした。

【土砂災害：ハザードマップ】

市域は最高峰である蘇武岳（1,074m）をはじめとする多数の山々に取り囲まれた山地で、山裾は河川の浸食などの影響を受けて急峻である。集落は山裾と平野の境や川筋に沿った谷底部分などに位置し、商工業者も同様に集積している。そのため、国土交通省ハザードマップポータルサイトでも、商工業者が集積している地域は、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れのあるエリアに指定されている。前述の台風 23 号における、土砂崩れ、洪水などによる本市全体の建物被害は、全壊 333 棟、大規模半壊 1,082 棟、半壊 2,651 棟、一部損壊 292 棟、床上浸水 545 棟、床下浸水 3,326 棟におよび、兵庫県下における被害の約半数を占めた。

【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率が 6～26%と予測されている地域が、津居山湾から出石地域中心及び日高地域北東部までの支流を含む円山川沿いに広く分布している。これは、大正 14 年に円山川河口付近で発生したマグニチュード 6.8 の「北但大震災」により、円山川流域、特に豊岡地域と城崎地域に甚大な被害を受けたことが大きく影響していると思料する。

一方、但東地域には丹後半島から続く山田断層帯が通過しているが、今後 30 年以内に同規模の地震が発生する確率は 3%未満と低い予測値となっている。

【雪害】

気象庁が発表している 平成 3 年～令和 2 年の平均値によると、豊岡市における年間の降雪の深さは 204cm であり、冬は本州西南部としては珍しい西日本屈指の豪雪都市である。国土交通省ハザードマップポータルサイトにも、市内の雪崩危険箇所は山間部に多く記されている。平成 29 年 2 月には 4 日間で最深積雪 80cm となる豪雪を経験しており、令和 2 年 12 月にも大雪により倒木で竹野地域では停電が発生した。また、道路の通行規制、鉄道の部分運休など交通網の停滞に陥り、物流にも大きな影響を与えた。日本海側特有の水分を多分に含む湿雪は、樹木や電線に着雪することで大きな負荷を与え、倒木や停電を引き起こす要因となる恐れがある。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある

（2） 商工業者の状況（豊岡市全域）

・商工業者数　　4,720 者

・小規模事業者数 3,491 者

業種別事業所数（令和 3 年度経済センサス活動調査）

業　種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	446	371	大中規模は工業団地、小規模は市内各所に点在している。
	建設業	466	442	市内各所に点在している。
	小売業・卸売業	1,174	803	卸売業は卸団地と市内各所に点在している。小売業は、中心市街地に集中している。
	サービス業(飲食・宿泊)	776	651	中心市街地に集中している。
	サービス業(他に分類されないもの)	415	320	市内各所に点在している。
	その他	1,443	904	市内各所に点在している。

（3） これまでの取り組み

1）豊岡市の取組

・豊岡市強靭化地域計画、豊岡市業務継続計画（大規模地震編）、豊岡市地域防災計画の策定

・市民総参加訓練、職員訓練の実施

・防災、感染症等対策備品の備蓄

・豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

・豊岡市内幼稚園、認定こども園、小中学校を対象としたメモリアル防災減災授業
・自然災害（地震・津波・風水害）に関する出前講座の開催
・国土交通省と連携した防災力向上に向けた地域コミュニティ向けのワークショップの実施

2）豊岡商工会議所の取組
・豊岡商工会議所が入居している地場産ビルの消防訓練
・災害時に事業者支援の拠点となるべく、事業所情報等を保存しているサーバのバックアップと電源の確保
・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
・事業者ＢＣＰ策定セミナーの開催
・サイバーセキュリティーセミナーの開催
・損保会社と連携した損害保険への加入促進

Ⅱ．課題

現状では、自然災害等による緊急時に当所と豊岡市の協力体制や緊急時の取組について取り決めは無く、従って 両組織を繋ぐ具体的な体制やマニュアルも整備されていない。加えて、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、避難訓練なども地場産ビルの火災を想定した訓練しか実施していないため、緊急時に職員が冷静・迅速・的確に対応できるか不安がある。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報が抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウィルス対策ソフトを導入する、ＯＳ・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ．目標
・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と豊岡市の間における被害情報報告ルートを構築する。
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

◎成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)	
			ＢＣＰ	事業継続力強化計画
4,720 者	3,491 者	Ｒ6	3	8
		Ｒ7	3	8
		Ｒ8	4	11
		Ｒ9	4	11
		Ｒ10	4	11

※ その他
・商工業者数及び小規模事業者数は、豊岡市全体のものとなっているため、低く設定されています。
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1） 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和６年４月１日～令和１１年３月３１日）
・計画期間は５年とする。

（2） 事業継続力強化支援事業の内容
・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１． 事前の対策＞

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知
・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災 補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
・当所会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
・県の企業ＢＣＰ策定支援事業を活用し、ＢＣＰ策定セミナーを年１回以上実施する。
・小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・啓発ポスターやチラシを豊岡市担当課窓口並びに当所窓口、掲示板に掲示するとともに啓発チラシは、会報への同封や、ダイレクトメールにて当所会員事業者へ配布（約 1,500 部）するほか、非会員事業所を含めた豊岡市内全ての事業所へ啓発を行う。
・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティーセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

２）商工会議所自身の事業継続計画の作成
・当所は令和６年３月までに事業継続計画（BCP）を作成する予定。

３）関係団体等との連携
・会員事業所である損保会社を通じて専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

４）フォローアップ
・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認 （年１回実施）
・（仮称）豊岡市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

５）行政が実施する自然災害訓練への参加実施
・自然災害が発生したと仮定した訓練に定期的に参加する。その際には当市と当所の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

６）ＢＣＰ計画策定事業者数の把握
・管内事業者のうち、どの程度の事業者がＢＣＰを策定しているのか把握出来ていないため、地域景況調査、景気動向調査と併せて調査を実施する。

＜２． 発災後の対策＞
・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）当所職員の安否確認
・発災後１時間以内に当所職員の安否確認を行う。 平日昼間の場合は商工会議所へ、夜間・休日の場合は、所属長または事務局長へ連絡する。連絡方法は電話を基本とするが通じない場合は、SNS 等繋がるものを利用する。その際の報告事項は下記とする。

①本人ならびに家族の安否
②業務従事の可否
③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況

・安全に通勤できる状況が確認できれば、商工会議所へ集合する。
・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊岡市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2）市内事業所の被害状況確認

1．当所と当市で市内の大まかな被害状況を共有する。
2．被害が出ている地域の事業所の被害状況を確認する。
3．被害地域へ近づけない場合や、2次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNS などで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地域が全市にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。

【被害状況の表現】

大規模な被害がある	・市内１０％程度（190 社程度）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生し ている。 ・市内１％程度（19 社程度）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・市内１％程度（19 社程度）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生し ている。 ・市内 0.1%程度（2 社以上）の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

3）被害状況の情報共有

1．本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。但し被害地域と無理なく連絡が取れる状態で、新たな被害報告が無くなった場合は以下の期間を待たず通常の状態に戻す。

発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 カ月	1 日に 1 回共有する
1 カ月以降	2 日に 1 回共有する

4）応急対策の方針決定

・当市と当所の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

事業所の被害状況把握の例（豪雨における土砂災害・浸水災害の場合）

1．当所職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、当所職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
2．自宅周辺の状況把握に努め、電話・SNS など可能な方法で事務局長へ連絡を行う。但し自身並びに家族が被災し、緊急を要している場合はこの限りでは 無い。
3．安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。安全に通勤できる方法が無い場合

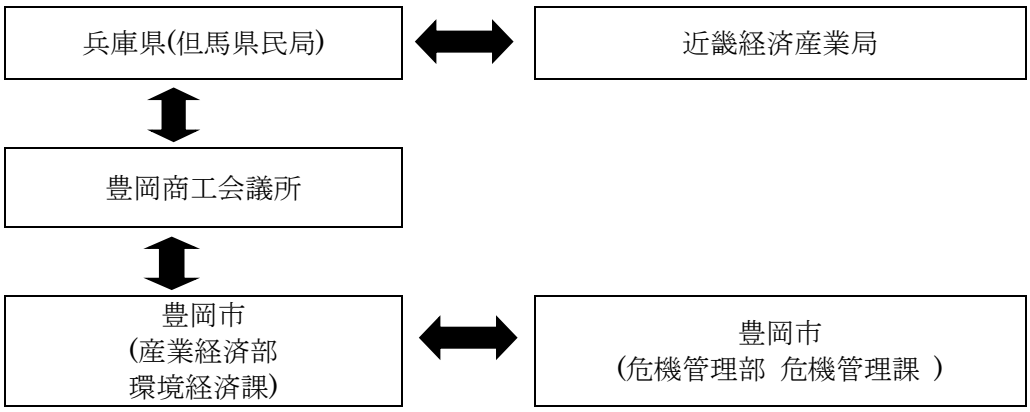
は、その旨事務局長へ報告する。

4．職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

5．被害を被っている地域の事業所へは、職員が出向き被害の状況を確認するが、被害地域へ近づけない場合や、２次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNS などで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地区が全 市にわたる場合は、状況が分かる範囲から確認を行う。

＜３．　発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県(但馬県民局)へ報告する。



＜４．　応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の開設方法について、豊岡市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．　地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な時は、兵庫県商工会議所連合会を通じ、応援の要請を行う。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

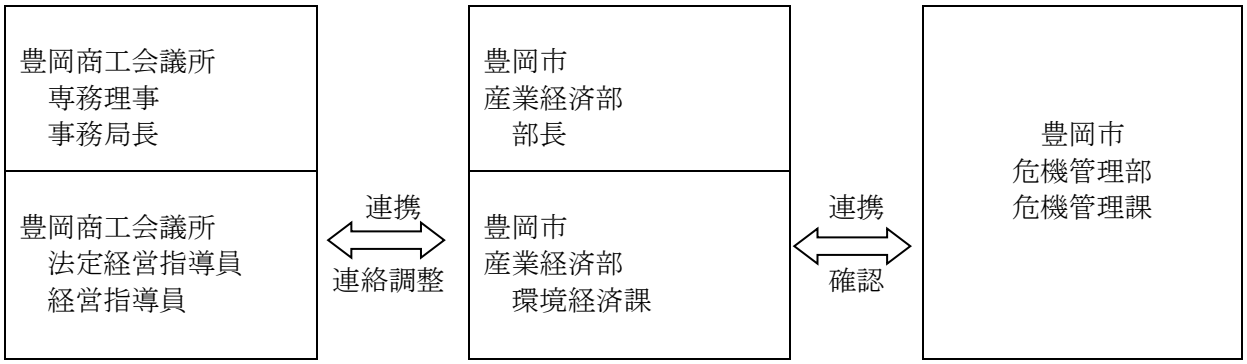
（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和８年１０月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等



（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員　池田敦俊　　（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先
①商工会／商工会議所
豊岡商工会議所
〒６６８－００４１　兵庫県豊岡市大磯町１－７９
℡　０７９６－２２－４４５６　/　FAX　０７９６-２４-３１８０
Ｅ-mail　toyooka@storkcci.jp

②関係市町村
豊岡市　産業経済部　環境経済課
〒６６８－８６６６　兵庫県豊岡市中央町２番４号
℡　０７９６－２３－４４８０　/　FAX　０７９６-２２-３８７２
Ｅ-mail　ecovalley@city.toyooka.lg.jp

※ その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

（別表３） 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	120	120	120	120	120
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ等作成費	30	30	30	30	30

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、豊岡市補助金、兵庫県補助金、事業収入等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③